

産業

ID 1005021  
産業廃棄物の排出事業者は報告書を提出してください

▼対象 市内で産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出し、令和4年度に次のいずれかに該当する事業者。①産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した②多量の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物が発生した事業場を設置している③多量排出事業者として産業廃棄物処理計画書または特別管理産業廃棄物処理計画書を提出している。

▼提出期限 6月30日(必着)。

▼その他 提出方法など、詳しくは、市HPをご覧になるか、廃棄物政策課☎(632)2928へ。

ID 1006187  
忘れていませんか NPO法人の事務手続き



▼事業報告書など  
市内にのみ事務所があるNPO法人(特定非営利活動法人)

人は、毎事業年度初めの3カ月以内に事業報告書などの書類を、みんなでまちづくり課(市役所10

階)に提出する義務があります。また、事業報告を3年以上提出していない法人は、認証取り消しの対象となるため、ご注意ください。

なお、利害関係のある人から請求があった場合は、提出した事業報告書などの写しを公開する必要があり、事務所にも備えてください。

▼役員変更等届出書 役員の変更(再任を含む)があった場合、役員変更等届出書をみんなでまちづくり課に提出してください。

▼その他 提出書類など、詳しくは、市HPをご覧ください。

問 みんなでまちづくり課☎(632)288

マンション管理フォーラム・無料相談会



▼日時 6月3日(土)午後1時30分～4時。  
▼会場 市文化会館(明保野町)。  
▼内容 マンション管理組合役員などで、マンション管理に関する問題意識を持っている人による意見交換を兼ねた交流会や、マンション管理士による

交流会や、マンション管理士による

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助

ID 1027059

問 農林生産流通課☎(632)2466

1 園芸用パイプハウス

▼対象 新設・増設する認定農業者・認定新規就農者。

▼補助額 認定農業者=対象経費の10分の3以内(最大100万円)、認定新規就農者=対象経費の2分の1以内(最大300万円)。

2 園芸用作業機械(播種機・ドローンなど)

▼対象 認定農業者、認定新規就農者、営農集団※。

▼補助額 認定農業者=対象経費の10分の3以内(最大100万円)、認定新規就農者=対象経費の2分の1以内(最大300万円)、営農集団=対象経費10分の3以内(最大150万円)。

ドローン免許講習費用(ドローンの購入に伴う、講習受講に限る)は対象経費の10分の3以内。

3 ICT機器(環境測定機器、統合制御盤・自動カーテンなど)

▼対象 認定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 対象経費の10分の3以内(環境測定機器は最大50万円、統合制御盤・自動カーテンなどは最大100万円)。

4 炭酸ガス殺虫装置

▼対象 認定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大50万円)。

5 夏秋いちご生産用施設

▼対象 大谷地域において、新設・増設する認定農業者・認定新規就農者。

▼補助額 認定農業者=対象経費の2分の1以内(最大300万円)、認定新規就農者=対象経費の2分の1以内(最大500万円)。

6 省エネ設備(ヒートポンプ、高効率暖房機、多層カーテンなど)

▼対象 認定農業者、認定新規就農者。

▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大100万円)。

7 コンバイン、田植機、農薬散布用ドローンなど

▼対象 営農集団※、新規就農者。

▼補助額 営農集団=対象経費の10分の3以内、新規就農者=対象経費の2分の1以内(最大300万円)。

ドローン免許講習費用(ドローンの購入に伴う、講習受講に限る)は対象経費の10分の3以内。

■その他 申し込み多数の場合、予算の都合により補助できない場合がありますのでご了承ください。申込方法など、詳しくは、農林生産流通課☎(632)2466へ。

※認定農業者であり、かつ実質化された人・農地プランの中心経営体に登載された担い手を含む3人以上の組織。



**保育士  
保育所支援センターで  
就職を支援します**

問 保育課 ☎ (632) 2384  
とちぎ保育士・保育所支援センター  
☎ (307) 4194

保育士として就労希望する人に、さまざまな就職支援を無料で行っています。興味がある人は、お気軽にご連絡ください。

- ▼相談会の期日 7・12月に開催予定。
- ▼保育人材の就職相談 ①保育関係の求人、求人情報の収集・登録・更新②保育関係人材の就職相談の受け付け。
- ▼メールでの情報提供 保育士サポートシステム登録者へのメール配信など。
- ▼セミナーの実施 保育の知識や現場の対応などに対する不安を減らす講座を開催。
- ▼就職相談会の実施 相談会により、保育士資格を持つ求職者と事業者をマッチング。

別措置法第8条に基づき、毎年6月末までに、前年度（4月1日～翌年3月31日）のPCB廃棄物の



▲高圧コンデンサー PCB廃棄物などを保管・所有している事業者は、PCB特

**1012623  
PCB廃棄物の保管および  
処分状況等届出書を  
提出してください**

2 問 県マンション管理士会 ☎ (627) 0389、住宅政策課 ☎ (632) 2555

保管状況などについて、届け出を行うことが義務付けられています。▼PCBとは 電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、人体への有害性が明らかとなり、現在は製造や新たな使用は禁止されています。このため、PCB廃棄物は、特別な保管・処分をしなければなりません。▼提出書類 保管状況などの届け出を正本1部・副本1部（控えが必要な人は3部）。PCB廃棄物を特定できる写真、特別管理産業

**はかりの定期検査を実施します**

ID 1004922

問 計量検査所 ☎ (616) 1562

業務（取引・証明）に使用するはかりは、2年に1度の検査を受けなければ使用することはできません（計量法第19条）。該当する人は必ず受検してください。

- ▼期日・会場 下の表の通り。
- ▼受付時間 午前10時～正午、午後1時～3時。
- ▼費用 実費（検査手数料）。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

**6月の計量器検査**

期日	会場
5日(月)	豊郷区(岩曾町)
6日(火)	平石区(下平出町)
7日(水)	錦地域コミュニティセンター(今泉町)
9日(金)	東小学校(東塙田1丁目)
12日(月)	峰地域コミュニティセンター(峰3丁目)
14日(水)	泉が丘中学校(泉が丘4丁目)
19日(月) 20日(火) 21日(水)	市計量検査室(市役所地下1階)

「指定管理者制度」は、民間の優れた経営ノウハウや技術などを「公

**1030851  
「公の施設」の指定管理者  
を募集します**

の施設」の管理に活用し、管理運営の効率化やサービスの向上を図ることを目的とする制度で、現在216施設に導入しています。▼募集内容 令和6年3月に指定期間が満了する「霊園・墓地北部」「霊園・墓地南部」「老人福祉センター」「茂原健康交流センター」「サン・アビリティーズ」「市営駐車場」「森林公園・自然休養村管理センター」「サイクリングターミナル」「体育施設」の指定管理者。▼その他 募集施設の概要など、詳しくは、市☎をご覧ください。問 経営管理室 ☎ (632) 2036

本文中に記載がないものは、原則として、対象=どなたでも、費用=無料、申込=不要。☒=地区市民センター、☒=出張所、☒=生涯学習センター、☒=申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。

雇用

自衛官候補生を募集します



▼試験科目 学科試験(WEB) 7月9・10日、実技試験 7月15・16・22・23・29・30日のいずれか1日。

▼試験期日 学科試験(WEB) 7月9・10日、実技試験 7月15・16・22・23・29・30日のいずれか1日。

▼募集内容 自衛官候補生。

▼応募資格 日本国籍を有する18歳未満(採用予定月の1日現在であり、32歳の人は、採用予定月の末日現在において33歳未満)。

▼申込期限 6月22日。

▼その他 申込方法や採用予定月など、詳しくは、自衛隊栃木地方協力本部宇都宮募集案内所(638)1922、市民課(632)2274へ。

消防設備士試験を実施します



▼試験日時 9月10日(日) 午前9時30分～

▼会場 宇都宮工業高等学校(雀)

宮町)。

▼試験種類 甲種(特類・第1類～第5類)、乙種(第1類～第7類)。

▼試験手数料 甲種 5700円、乙種 3800円。

▼申請期間 電子申請 6月30日～7月11日、書面申請 7月3～14日。

▼申請先 消防試験研究センター(昭和1丁目)。

▼その他 申請方法など、詳しくは、消防試験研究センター(624)1022、消防局予防課(625)506へ。

調理師試験を実施します



▼試験日時 8月2日(水) 午前9時30分～正午。

▼会場 宇都宮短期大学附属高等学校(睦町)。

▼対象 2年以上の調理業務など実務経験がある人。

▼申込期間 6月21～23日。

▼申込方法 生活衛生課(竹林町・保健所内)に置いてある願書に必要事項を書き、直接、生活衛生課(626)1110へ。

徴収担当 ニャンニャ係長 63

ID 1014454

介護保険料の納付方法について

65歳以上の人の介護保険料の納付方法には、年金から天引きされる「特別徴収」と納付通知書によって銀行などの窓口や口座振替、コンビニエンスストアやスマートフォンで納付する「普通徴収」の2つの方法があります。

転入または65歳になった人については、しばらくの間普通徴収で介護保険料を納付しますが、通常は1年程度で特別徴収となります。

「ついうっかり」など、さまざまな理由で、介護保険料の納め忘れをなくすためにも、介護保険料の納付は、便利な口座振替をお勧めします。

高年齢福祉課 (632) 2907



▲市HP



ニャンニャ係長は、さまざまな徴収や制度について、お知らせしています。これまでの記事は、市HPからご覧になれます。